



# 固定資産税(家屋)減額制度

住宅を改修した場合に受けられる固定資産税(家屋)の減額制度を紹介します。  
 一定の要件に該当する住宅の改修を行った場合には、家屋にかかる固定資産税が減額となる次の制度があります。  
 今年から、新たに「住宅の省エネ改修工事」に対する減額制度が創設されました。

- (1) 住宅の耐震化工事を実施したとき・・・耐震改修住宅の減額
- (2) 高齢者などの暮らす住宅のバリアフリー化工事を実施したとき・・・高齢者等居住改修住宅の減額
- (3) 住宅の省エネ改修工事を実施したとき・・・熱損失防止改修住宅の減額 平成21年度分から実施

	耐震改修住宅の減額	高齢者等居住改修住宅の減額	熱損失防止改修住宅の減額
要件	対象家屋	昭和57年1月1日以前に建築された住宅	平成19年1月1日以前に建築された住宅(賃貸住宅を除く。)
	対象期間	平成18年1月1日から平成27年12月31日までに完了した工事	平成19年1月1日から平成22年3月31日まで完了した工事
	居住用件	-	65歳以上の高齢者、要介護認定者、要支援認定者、障害者等が居住していること
	改修費用	30万円以上	自己負担額 30万円以上 (当該改修にかかる費用)
	工事内容	現行の耐震基準に適合した工事 ・ 基礎の補強 ・ 躯体の補強 など	一定のバリアフリー工事 ・ 手すりの取り付け ・ 床の段差の解消 など
減額対象	対象床面積	120㎡まで	100㎡まで
	減額割合	対象家屋の固定資産税額の2分の1	対象家屋の固定資産税額の3分の1
	減額期間	平成18年～21年の改修 3年間 平成22年～24年の改修 2年間 平成25年～27年の改修 1年間	工事完了の翌年度(1年間)

この記事は、制度の概要を簡単に紹介したものです。

## 申告の手続き

これらの減額制度の適用を受けるためには、各申告書に必要な添付書類を添えて申告してください。

- ・ 申告期限 工事完了後3カ月
- ・ 申告書の提出先 役場税務課
- ・ 申告書の様式、添付書類などについては、お尋ねください。

問い合わせ先 税務課固定資産税係 ☎(48)1111(内231)

## 7月は 固定資産税・都市計画税(第2期)の納期限です。【31日(木)】

- ・ 納付書は、4月に送付したもののうち、第2期分をお使いください。
- ・ 納付書を紛失された場合は、再発行しますので、税務課までご連絡ください。
- ・ 口座振替(各期)をご利用の方は、残高の確認をお願いします。